

## 協議会の開催状況 | 第26回(令和元年9月12日)

第26回協議会では、各会派から協定書の作成にむけた意見や素案に対する具体的な修正意見の表明がなされ、その後、意見表明の内容について、委員間で意見交換が行われました。

※修正意見のもととなる特別区素案については、5～8ページをご参照ください



第26回協議会の開催風景

## 各会派からの意見表明(要旨)

### 維新 藤田 委員



- ◆大阪府市の知見を結集した素案に、大きな修正事項はない。
- ◆区の名前は、各特別区の地勢や文化、歴史などを勘案した上で、我が党が実施した住民意識調査の結果を踏まえ、東西区を淀川区に、南区を天王寺区へ変更することを提案する。
- ◆庁舎整備費は、大幅な削減をめざすべきとの公明党会派の意見表明と同じ思いで、大胆な発想で議論を進める必要がある。

- ◆庁舎整備費は、積算方法等の洗い直しとともに特別区の区域にこだわらず、現有庁舎等を最大限有効活用した試算を提案する。
- ◆大阪府の組織は、大阪全体の成長を力強く担うことができるよう、再構築する必要がある。
- ◆議員定数を早期に協議したい。
- ◆委員間協議では、故意に議論をミスリードするものや、膨大な資料要求で議論を遅延させることは控えていただきたい。

### 自民 川嶋 委員



- ◆我が会派は、是々非々の立場で臨んでいる。
- ◆自治体を分割すると基準財政需要額・行政コストが増大する課題がある。
- ◆広域一元化の効率化効果を算定し特別区に配分、財源配分を見直し、住民サービスの財源を確保すべき。
- ◆今後、増大する社会保障関係経費には、財政調整財源を優先的に特別区に確保すべき。
- ◆システムや介護保険は一部事務組合※ではなく、独自性が発揮されるよう各特別区で実施すべき。  
※複数の地方公共団体がその事務の一部を共同処理させるために設置する特別地方公共団体

- ◆大都市特例等の府県事務、府域全体に効果が及ぶ大規模事業、事務処理特例で府から特別区に移譲される事務は、府税等で負担すべき。
- ◆基礎自治事務である消防、水道は、府域全体の広域化の状況を見据えながら段階的に府に移管すべき。
- ◆特別区の職員数は積み上げにより算定すべき。
- ◆臨時財政対策債を大阪府が発行することを求める。
- ◆その他、配付した冊子に修正提案がある。基礎自治サービスの充実が確保されるのか検証すべき。

### 公明 肥後 委員



- ◆特別区設置に賛成の立場から4つの項目を提示しており、これを反映した制度案となるよう、具体的に修正すべき点を提案する。
- ◆敬老パスや塾代助成、こども医療費助成などの大阪市の特色ある住民サービスは、内容や水準を協定書に「維持する」と明確に記載すること。
- ◆庁舎コストを最小限に抑えるために、既存庁舎の利活用状況の再精査を行い、公共施設用地の活用、PFI方式※などの手法を検討すること。  
※民間資金とノウハウを活用した公共事業の実施方法

- ◆システム改修は、コストの削減が図れるよう精査、検証すること。
- ◆地域自治区事務所は、市民の窓口として慣れ親しんでいる区役所という名称を引き続き使用し、保険年金、子育て、生活支援などの現在の窓口サービスが低下しないようにすること。
- ◆児童虐待防止対策の強化は、極めて重要であり、組織体制を十分検討し、全特別区での児童相談所設置が1年でも早く実現すること。

### 共産 山中 委員



- ◆大阪市を廃止し、事務事業を大阪府に移管しても、個々の事業の財源も権限も大きくなるわけではなく、広域的な行政が進むものでもない。
- ◆大阪府の中に、府と並び立つ大阪市があることが問題とされているが、広域行政は府の責任。府が固有の責任を果たすことが先決。
- ◆特別区は、市町村の基幹税目である固定資産税や法人市民税などを府に移管させられるとともに、まちづくりや都市計画の権限を喪失する。

- ◆財源、権限ともに一般市にも及ばない、まさに半人前の自治体に成り下がるということ。政令市を返上することなど常識では考えられない愚挙。
- ◆330人の職員増などに加え、庁舎建設やシステム改修経費など、膨大な設置コストを要し、住民サービスをカットせざるを得ない。
- ◆市民にとって百害あって一利なし、大阪市廃止分割には私たちは反対。そのための住民投票にも賛成しない。